

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

(障害者総合支援法施行令) 抜粋

[平成十八年一月二十五日号外政令第十号]

(指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出)

第四十条 法第六十五条の規定により指定を辞退しようとする指定自立支援医療機関の開設者は、その旨を、当該指定自立支援医療機関の所在地の都道府県知事に申し出なければならない。